

(委託事務に要する経費の支弁の方法)

○蒲郡市幸田町衛生組合と愛知県との間の公務災害補償認定委員会および公務災害補償審査会の事務の委託に関する契約

第二条 委託事務の管理および執行に要する経費は、乙が支弁する。  
2 前項の経費は甲の負担とする。

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務に關し必要な事項は甲と乙が協議して定める。

(昭和四十四年九月三十日)  
(告示第十二号)

附則

この規約は、昭和四十五年一月一日から施行する。

(委託事務の範囲)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、蒲郡市幸田町衛生組合（以下「甲」という。）は地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十九号）第六十九条および第七十条の規定による「蒲郡市幸田町衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例」（昭和四十二年蒲郡市幸田町衛生組合条例第三号）において定める次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理および執行を愛知県（以下「乙」という。）に委託する。

- 一 「公務災害補償認定委員会」の事務
- 二 「公務災害補償審査会」の事務